



# 住民主体サービス(B型)の実施団体を補助金で応援します！

敦賀市介護予防・日常生活支援総合事業

住民主体サービス(B型)とは

補助要件がありますので、  
申請前に下記までご相談ください。

地域住民や地域のボランティア団体等が主体となり要支援者等を中心とした利用者向けに行うサービス  
通所型と訪問型があります。

## 通所型(通いの場)

【定期的に集まり、体操教室や  
交流の場の開催】

(\*)  
(介護予防に資するプログラム内容を実施)



(\*)転倒・骨折予防・運動機能改善・認知症  
予防等の生活機能の改善を目指す活動

## 訪問型(生活支援)

【訪問にて掃除・買い物・ゴミ出し等  
生活の困りごとへの支援】



① 立ち上げ経費の助成 補助額 : 1 団体 上限 10 万円

(※注) 立ち上げ年度 1 回限り

② 事業運営費の助成

【通所型サービス】

\* 上限15万円

【訪問型サービス】

\* 上限20万円

\* 助成の対象とならない場合がありますので、ご確認ください



<問合せ先>

敦賀市福祉保健部長寿健康課

電話:0770-22-8181